



新型コロナウイルス感染症の影響によって、多くの事業者が今年の3月以降に売上が減少したため、8月末まで申請を受付けた地域中小企業応援給付金により支援をしたところであるが、その後も売上が戻らない事業者が多いことから、影響の大きい事業者へ重点的に支援するもの。

地域小規模企業者給付金 【市独自の新規施策】

(1)事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少した事業者に事業継続を応援する給付金を交付する。

■対象となる事業者

令和2年8月以降の売上が前年同月比(※)30%以上減少した市内で事業を営む小規模企業者。

※建設業、製造業、農業を営む事業者は、令和2年8月以降の売上が前年同時期3か月間における月平均と比較

建設業 製造業 農業	・令和2年8月から令和3年1月までのいずれか連続する3ヶ月間の売上が、前年同期に対して、30%以上減少している方。 例)令和2年8月～10月と令和元年8月～10月の比較
上記以外の業種	・令和2年8月以降の売上が、前年同月に対して、30%以上減少している方。 例)令和2年8月と令和元年8月の比較
新規創業者	・令和2年3月31日までに創業した方。 ・令和2年8月以降の売上が、創業から令和2年3月までのいずれかの1月に対して、30%以上減少している方。 例)令和2年8月と令和2年1月の比較

■支援金額

次の①と②を比較して低い方の金額を上限とする。

①売上高減少率	売上高が50%以上減少	30万円
	売上高が30%以上50%未満減少	15万円
②売上高減少額	比較する月(建設業・製造業・農業は、月平均)の売上高の減少額が5万円以下	5万円
	同5万円超10万円以下	10万円
	同10万円超15万円以下	15万円
	同15万円超20万円以下	20万円
	同20万円超25万円以下	25万円
	同25万円超	30万円

■申請方法

申請書及び必要書類を商業観光課まで郵送。

受付期間は、令和2年11月2日から令和3年1月31日まで(消印有効)

■周知方法

市HP・広報、商工会議所会報(会員約2,000社)、金融機関や関係団体から周知

チラシの設置(市本庁舎、江釣子庁舎、和賀庁舎、北上商工会議所、ツインモールプラザ、パル、市内金融機関本支店、産業支援センター)

業種	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	20人以下
小売業、卸売業、飲食業、サービス業	5人以下

小規模企業者の定義

(2)補正要求額

103,500千円

■積算根拠

負担金、補助及び交付金

30万円×190件+15万円×310件=103,500千円

□応援給付金における小規模企業者の申請件数は、約800件。

→業種によっては回復基調であり、商工会議所や県のアンケート基に商工会議所と協議し、500件と試算。

□応援給付金における申請件数は、建設業・製造業が229件(全体の24%)、その他業種が704件(同76%)。

→建設業・製造業120件(500件×24%=120件)、その他業種380件(500件×76%=380件)

□売上高減少率を、建設業・製造業は全て30%以上50%未満、その他業種は、50%以上と30%以上50%未満を半々で試算。

→売上高減少率50%以上:190件(その他業種380件×50%=190件)

同30%以上50%未満:310件(建設業・製造業120件+その他業種380件×50%=310件)

事業継続を応援する給付金を支給します

給付金の名称	地域小規模企業者給付金		
対象となる方 ※市内に本社があることは、要件ではありません。	市内で事業を営む小規模企業者※(個人事業主含む)であって、次の要件を満たす方。 ※小売・卸売業、飲食業、サービス業:従業員5名以下、上記以外の業種:20名以下		
	建設業 製造業 農業	・令和2年8月から令和3年1月までのいずれか連続する3ヶ月間の売上高が、前年同期に対して、 <u>30%以上減少</u> している方。 例)令和2年8月～10月と令和元年8月～10月の比較	
	上記以外の業種	・令和2年8月以降の売上高が、前年同月に対して、 <u>30%以上減少</u> している方。 例)令和2年8月と令和元年8月の比較	
	新規創業者	・令和2年3月31日までに創業した方。 ・令和2年8月以降の売上高が、創業から令和2年3月までのいずれかの1月に対して、 <u>30%以上減少</u> している方。 例)令和2年8月と令和2年1月の比較	
支援の内容	次の①と②を比較して、低い方の金額を給付します。		
	①売上高減少率	売上高が50%以上減少	30万円
		売上高が30%以上50%未満減少	15万円
	②売上高減少額	比較する月(建設業・製造業・農業は、月平均)の売上高の減少額が5万円以下	5万円
		同5万円超10万円以下	10万円
		同10万円超15万円以下	15万円
		同15万円超20万円以下	20万円
同20万円超25万円以下		25万円	
同25万円超	30万円		
例)飲食業:令和2年9月の売上高が15万円、令和元年9月の売上高が30万円の場合。 ①売上高減少率:50%→30万円、②売上高減少額:15万円→15万円 給付額:15万円			
申請書類 ※申請時に郵送するもの	①申請書(北上市地域小規模企業者給付金給付申請書兼請求書) ②令和元年度の確定申告書(別表一)の写し、または事業所得が確認できる証明書(令和2年度の課税所得証明書や所得証明書等) ※新規創業者で、令和2年1月以降に創業した方は、創業したことを証明する書類等 ③対象期間の売上高が分かる書類のコピー ④振込先口座が確認できる通帳のコピー		
その他	・国の持続化給付金や、令和2年5月から8月までの期間で申請を受付けた北上市地域中小企業応援給付金(一律20万円)との併給は可能です。		

申請方法

申請書類を下記へ郵送してください(令和3年1月31日消印有効)。

住所:〒024-8501 北上市芳町1-1 宛名:北上市商業観光課 地域小規模企業者給付金担当

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での受付はいたしません。

問合せ先:北上市 商業観光課 商業係 TEL0197-72-8240

ご不明な点は、お電話にてお願いします。受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時です(土日・祝日除く)。